

静岡県選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設に次のとおり変更があった。

令和7年9月19日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本正幸

1 不在者投票のできる施設の変更

	施設名	所在地
新	独立行政法人地域医療機能推進機構 清水さくら病院	静岡市清水区袖師町2001番地
旧	独立行政法人地域医療機能推進機構 桜ヶ丘病院	静岡市清水区桜が丘町13番23号

	施設名	所在地
新	医療法人社団 桜会 介護老人保健施設 葵の園・熱海	熱海市泉61番地の1
旧	医療法人財団 桜会 介護老人保健施設 葵の園・熱海	

	施設名	所在地
新	特別養護老人ホーム徳風園	駿東郡小山町小山 255-2
旧		駿東郡小山町上野 1440-1

2 変更年月日 令和7年9月19日